

民二  
法務省 民商 第1492号  
平成21年6月22日

法 務 局 長 殿  
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局民事第二課長  
法務省民事局商事課長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の  
様式について（依命通知）

標記について、別紙甲号のとおり経済産業省経済産業政策局長から民事局長あ  
て照会があり、別紙乙号のとおり回答がされましたので、この旨貴管下登記官に  
周知方お取り計らい願います。

# 経済産業省

平成21・06・17経局第2号

平成21年6月17日

法務省民事局長 殿

経済産業省経済産業政策局長



租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の様式について（照会）

我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成21年法律第29号。以下「一部改正法」という。）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）の施行に伴い、租税特別措置法第80条の認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減に係る主務大臣の証明書の様式を別添様式第一及び様式第二のとおりとしたいので、登記手続上差し支えないか照会します。差し支えなければ、その旨貴下法務局及び地方法務局に対し周知方お取り計らい願います。

なお、改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に係る本様式に基づく証明を行う主務大臣は、経済産業大臣を含む同法第75条第1項各号に規定する主務大臣であること及び本様式による取扱いは、一部改正法の施行の日（平成21年6月22日）から実施されることとなることを、念のため申し添えます。

様式第一（第1号、第2号又は第3号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店  
商 号  
代表者の資格及び氏名

印（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第 号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人 (注2)
2. 登記事項の内容 (注3)
3. 登記予定年月日  
年 月 日
4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 条第1項の認定年月日  
年 月 日
5. 認定事業再構築計画（事業の構造の変更及び事業革新について計画が定められているものに限る）、認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画又は認定中小企業承継事業再生計画に登記事項の該当する箇所  
(注4)

（奥書）

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第 号に該当するものであることを証明します。

番 号  
年 月 日

主務大臣 名

印

(注1) 申請者である会社の本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。なお、会社の設立の場合(新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。)においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する(設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない)。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 登記申請人である会社の本店及び商号を記載する。なお、会社の設立の場合には設立される会社の商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注3) 次の例により記載し、資本金、増加する資本金の額については、切り捨て等の省略をしてはならない。

#### 第1号の場合

株式会社、株式会社、株式会社及び株式会社の共同出資(出資比率は各社パーセント)による株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役)の設立(又は資本金の額の増加(月 日の増資、増加する資本金の額 円))

#### 第2号の場合

(1) 株式会社と株式会社の合併による株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役)の設立

(2) 株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役)が株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役)を吸収合併し、存続会社である株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加(平成 年 月 日の増資、増加する資本金の額 円)

#### 第3号の場合

(1) 株式会社の新設分割による株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役)の設立

(2) 株式会社からの吸収分割により株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役)が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加(平成 年 月 日の増資、増加する資本金の額 円)

(注4) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、第 号により主務大臣の認定を受けた

{	事業再構築計画
	経営資源再活用計画
	経営資源融合計画
	資源生産性革新計画
	中小企業承継事業再生計画

の - - (認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3 - (2) - 、別表1等)に記載されている。

様式第二（第4号又は第5号関係）

租税特別措置法適用証明申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

本 店  
商 号  
代表者の資格及び氏名

印（注1）

下記事項が租税特別措置法第80条第1項第 号に該当するものであることにつき、同法施行規則第30条の2の規定による証明を受けたいので申請します。

記

1. 登記申請人

(1) 譲受人（登記権利者）

本店  
商号

(2) 譲渡人（登記義務者）

本店  
商号

2. 登記事項の内容

（注2）

3. 登記予定年月日

年 月 日

4. 租税特別措置法第80条第1項に規定する産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第 条第1項の認定年月日

年 月 日

5. 認定事業再構築計画（事業の構造の変更及び事業革新について計画が定められているものに限る）認定経営資源再活用計画、認定経営資源融合計画、認定資源生産性革新計画又は認定中小企業承継事業再生計画に登記事項の該当する箇所

（注3）

6. 移転不動産の表示（別紙）

（注4）

7. 分割の場合、分割年月日

年 月 日

（奥書）

上記事項は、租税特別措置法第80条第1項第 号に該当するものであることを証明します。

番 号

年 月 日

主務大臣 名

印

(注1) 申請者である会社の本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載し、押印する。  
なお、会社の設立の場合(新設合併又は新設分割による設立の場合を含む。)においては、設立される会社の表示並びに発起人代表者又は代表者となる者の資格及び氏名を記載する(設立される会社の社印が確定していない場合は、押印を要しない)。また、新設合併による設立の場合には、合併により消滅する会社についても、本店所在地、商号並びに代表者の資格及び氏名を記載する。

(注2) 次の例により、所有権の移転の原因及び年月日を記載する。

第4号の場合

(1) 株式会社、株式会社、株式会社及び株式会社の共同出資による株式会社の設立(又は、資本金若しくは出資の額の増加)の場合における、平成 年 月 日に行われた { 現物出資 } 等による所有権移転  
{ 売 買 }

(2) 平成 年 月 日に行われた { 現物出資 } 等による所有権移転  
{ 売 買 }

(注) 事業に必要な資産の譲受けの場合であって、法人の設立、資本金若しくは出資金の増加によらないもの場合のみ。

第5号の場合

(1) 株式会社と株式会社の合併(新設分割)による株式会社の設立(又は資本金若しくは出資の額の増加)の場合における、平成 年 月 日に行われた合併(新設分割)等による所有権移転

(2) 株式会社が株式会社を吸収合併し、存続会社である株式会社が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成 年 月 日に行われた合併等による所有権移転

(3) 株式会社からの吸収分割により株式会社(資本金 円、本店 県 市、代表取締役 )が新たに株式を発行することによる資本金の額の増加の場合における、平成 年 月 日に行われた分割等による所有権移転

(注3) 次の例により記載する。

2に記載する登記事項は、第 号により主務大臣の認定を受けた { 事業再構築計画  
経営資源再活用計画  
経営資源融合計画  
資源生産性革新計画  
中小企業承継事業再生計画 }

の - - (認定計画中当該登記事項が記載された箇所を記載する。例えば、3 - (2) - 、別表1等)に記載されている。

(注4) 別紙には、移転すべき不動産の表示を記載する。

(1) 土地の場合 所在、地番、地目及び地積

(2) 家屋の場合 所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 船舶の場合 種類、名称、船籍港、船質及び総トン数

民二  
法務省 第1491号  
民商  
平成21年6月22日

経済産業省経済産業政策局長 殿

法務省民事局長

租税特別措置法第80条の規定に基づく登録免許税の軽減に係る証明書の  
様式について（回答）

本月17日付け経局第2号をもって照会のありました標記の件については、貴  
見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお、この旨法務局長及び地方法務局長に通知しましたので、申し添えます。